

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
2	1	10	会計管理費	160

部局名	出納室
課名	会計課

I : 事業概要

施策事業名	会計管理						
事業目的	地方自治法、犬山市予算決算会計規則及び犬山市公金取扱金融機関に関する規則等に基づき、公金の厳正、適正かつ効率的な処理を行う。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・現金の出納及び保管 ・決算の調製 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為決議書の確認 ・収入命令及び支出命令の審査 ・愛知県収入証紙及び市専用請求書の売りさばき事務 ・現金及び有価証券の出納及び保管に関する事務 ・指定金融機関等に関する事務 ・決算及び附属資料の調製 ●主な決算の内訳 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>・指定金融機関派出手数料</td> <td style="text-align: right;">5,720,000円</td> </tr> <tr> <td>・歳入システム業務委託料</td> <td style="text-align: right;">6,947,720円</td> </tr> <tr> <td>・総合収納システム等構築業務委託料</td> <td style="text-align: right;">17,238,100円</td> </tr> </table> 	・指定金融機関派出手数料	5,720,000円	・歳入システム業務委託料	6,947,720円	・総合収納システム等構築業務委託料	17,238,100円
・指定金融機関派出手数料	5,720,000円						
・歳入システム業務委託料	6,947,720円						
・総合収納システム等構築業務委託料	17,238,100円						
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ●地方自治法、犬山市予算決算会計規則及び犬山市公金取扱金融機関に関する規則等に基づき、収入及び支出命令の適正な審査を行った。 ●令和3年度より運用開始の総合収納システムについて、スケジュールどおりに構築できた。 ●令和元年度に資金運用基準を策定し、令和2年度から基金の一括運用を始めたことで、従前よりも多くの利子収入を得ることができた。 						

II : 個別事業内訳

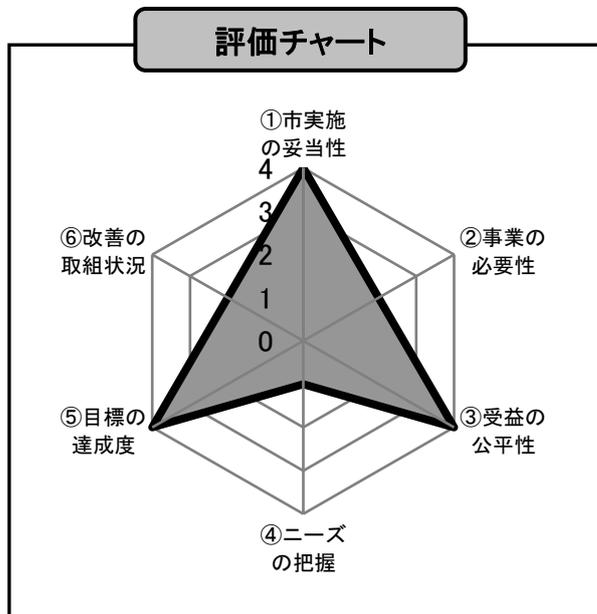
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
会計管理	33,594	165	33,429	100%	2	2	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	33,594	165	33,429	100%	2	2	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		13,383	33,594	24,081
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	171	165	103
	一般財源	13,212	33,429	23,978
一般財源の割合		99%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地方自治法、犬山市予算決算会計規則及び犬山市公金取扱金融機関に関する規則等に基づき、公金の厳正、適正かつ効率的な処理を行わなければならない。
②事業の必要性	2	内部管理事務である。ただし、市全体の予算執行を行う事業で非常時においても必要不可欠なものである。
③受益の公平性	4	市全体の予算執行に関するものであり、全市民が対象となる事業である。
④ニーズの把握	1	利用者(債権者及び納入者)は市内や市外の個人及び事業者などであり、市民ニーズとしては特に把握していない。
⑤目標の達成度	4	基金を一括で運用したことにより、従前に比べて利子収入が増額となった。総合収納システム構築に合わせ、各種キャッシュレス対応も可能となるようにシステム構築を行った。
⑥改善の取組状況	2	会計事務処理に関する誤認が発生したため、業務の進捗状況を課内で共有し、チェックできる仕組み作りについて職員に周知を行った。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	・多様化するキャッシュレス納付などに対応するため、領収書発行に関する規則改正を行った。
令和3年度に見直しを実施している事項	・シンプルでわかりやすく効率のよい会計事務処理をしてもらうために、必要に応じ規則の改正を行い、また様式の見直しや職員向けマニュアルのリニューアルを行う。
今後見直しを検討する事項	・物品の保管や出納事務等において、事務の効率化及び役割を明確にし関係課と調整した上で、関連する規則の改正を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・低金利が続く中で、新型コロナウイルス蔓延により収入減、支出増が見込まれており、資金運用による財源確保が重要である。 ・会計事務処理の見直しや改善すべき点などの洗い出しを引き続き行い、事務担当者の事務軽減と効率化を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保しつつ、より多くの資金収入を得るために、先進市町の情報を得ながら本市の実情に合わせた運用方法を検討していく。 ・適正かつ効率的な予算執行をするため、各種調書の審査方法の効率化など事務の総点検・総見直しを引き続き進めていく。